

包括契約方式土木工事保険

土木オールイン

MS&AD 三井住友海上 × WNI weathernews

「**気象情報アラートサービス**」が
ご利用いただけます!

土木工事を
これひとつで
補償!!



補償の概要

「土木オールイン」は、土木工事中に生じた不測かつ突発的な事故による

土木工事業者の皆さまの保険手配をサポートします。

事務手続が
簡単になると
助かるな…

過去に事故が
発生していない場合
**保険料は
安くなる**
のかな…

万一、
事故が起こったら
どうしよう。



工事ごとに
**保険を
手配する**のは
手間がかかるな…



保険契約者

この保険をご契約いただけるのは、下記の対象工事の年間完成工事高^(注)が30億円以下の土木工事業者の方々です。
(注) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

対象工事

保険契約者が保険期間中に行う次のような土木工事が対象です。

- 鉄道工事
- 橋梁(下部工)工事
- 上・下水道工事
- 共同溝工事
- プール・水槽工事
- 道路工事
- トンネル工事
- ダム工事
- 基礎・整地工事
- 河川工事
- 栈橋工事
- その他各種の土木工事



★次に掲げる工事は対象から除外します。

- 解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事
- 浚渫工事(しゅんせつ)(水底の土砂または岩石を掘削する工事)
- 建物の建築を主体とする工事
- 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものによる構築物の工事
- 鋼構造物を主体とする工事
- 杭打を主体とする工事
- 調査工事
- 請負金額が30億円を超える工事
- 試験工事

★保険契約者が請負った下請工事、共同企業体(JV)工事、官公庁発注工事のいずれかまたはすべてを除外することができます。

工事の対象物等の損害を包括的に幅広く補償する土木工事保険です。



土木オールインなら土木工事業者の皆さまのお悩みを解決できます!

特長

ワイドな補償!

1

工事の対象物・工所用材料等工事現場におけるほとんどの物に対して、火災、風水災、盗難等の不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

特長

包括契約方式なので安心!

2

保険期間内(1年間)に行う保険の対象となるすべての土木工事が自動的に補償される契約方式ですので、対象工事ごとにお申込みいただく必要がありません。よって、保険の手配を忘れる心配がありませんので、安心して工事に専念できます。

特長

工事ごとの通知が不要で事務処理が簡単!

3

把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高を教えてくださいだけで、年間の保険料を算出できます。また、1件ごとの工事内容を通知する手間がなく、事務処理が簡単です。

特長

過去の事故状況等により次年度の保険料が割引に!

4

過去の事故状況等によって、最大で30%の割引が適用されます。詳細は、3ページ記載の「継続契約における保険料の割増引」をご覧ください。

保険金をお支払いする事故の例

この保険では、次のような場合に保険金をお支払いします。

1	火災、爆発によって生じた損害		2	高潮、洪水、集中豪雨、内水氾濫、落雷等の自然現象によって生じた損害		3	土砂崩れ等によって生じた損害	
4	盗難によって生じた損害		5	労働者、従業員の取扱上の拙劣・過失または第三者の悪意によって生じた損害		6	設計、施工、材質または製作の欠陥に起因する事故によって保険の対象の他の部分に生じた損害 ^(注)	
7	航空機の落下、車両・船舶等の衝突によって生じた損害		8	豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩によって生じた損害		9	不測かつ突発的な事故によって生じた損害	

以下の部分も拡張して補償します。

- 1 工事現場における輸送機関からの荷卸作業中に、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害
- 2 陸上輸送中に、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害
- 3 工事の対象物が、工事中に工事以外の用途に使用された場合、その使用による火災、破裂または爆発によってその使用部分に生じた損害
- 4 損害保険金が支払われる場合において、損害の生じた保険の対象を復旧するためにやむを得ず損害の生じた保険の対象以外の物を取壊した場合に、その取壊した物を取壊し直前の状態に復旧するために要した費用

(注)設計、施工、材質または製作の欠陥そのものの修理・取替・補強費用を補償するものではなく、その欠陥によって崩壊・倒壊・破壊等の不測かつ突発的な事故によって保険の対象の他の部分に生じた損害に対して補償します。

※台風、旋風、竜巻、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れ、雹災、雪災、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなします。

※初年度契約の申込日以前(申込日を含みます。)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。)により保険の対象に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

ご契約の条件等

ご契約の条件等

保険の対象の範囲

保険の対象は、工事現場における次のいずれかに該当する物です。

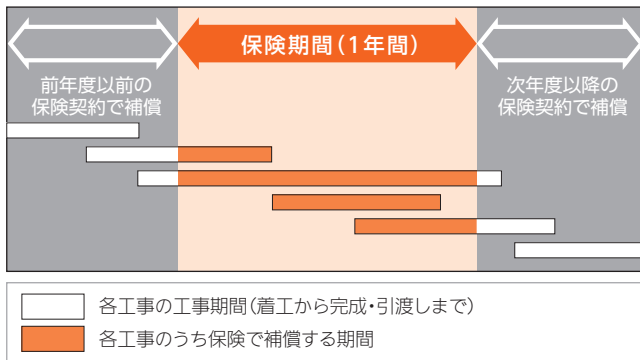
- ① 工事の対象物
- ② ①に付随する支保工、型枠工、足場工、土留工、防護工等の仮工事の対象物
- ③ ①の工事用材料および工事用仮設材
- ④ ①の現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器または備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）

ただし、据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）・工事用機械器具およびこれらの部品、航空機・船舶もしくは水上運搬用具・機関車・自動車その他の車両、設計図書・証書・帳簿・通貨・有価証券等は保険の対象に含みません。

保険期間

保険期間は1年間とします。

ただし、各工事の保険責任期間は、下図のとおりとします。（保険期間内に発生した事故が補償の対象となります。）



暫定保険金額・支払限度額、免責金額

- 加入申込時に把握可能な最近の会計年度（1年間）における対象工事の完成工事高^(注1)（以下「前年度完工高」といいます。）を暫定保険金額^(注2)とします。

（注1）支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

（注2）保険契約締結時に、保険期間中の対象工事の予想完成工事高^(注1)（以下「期間予想完工高」といいます。）が前年度完工高を著しく上回るもしくは下回る（それぞれ2倍以上または2分の1以下になることをいいます。）ことが明らかでない場合、または前年度完工高の実績がない場合は、期間予想完工高をもって、暫定保険金額とします。

- 各工事の支払限度額・免責金額は、次のとおりです。1工事および工事期間通算での支払限度額を設定します。支払限度額は、下の①、②、③のいずれかより選択していただけます。

	1事故	工事期間中
①	1,000万円	2,000万円
②	2,000万円	4,000万円
③	3,000万円	6,000万円

免責金額は次のとおりです。

- 火災・破裂・爆発による損害……………なし
- 盗難による損害……………1事故につき10万円
- 上記以外の損害……………1事故につき100万円

保険料の精算

把握可能な最近の会計年度（1年間）の対象工事の完成工事高に基づき暫定保険金額を設定した場合は、通知・精算を行いません^(注)。

（注）保険期間中の対象工事の予想完成工事高に基づき暫定保険金額を設定した場合は、通知・精算が必要となります。

継続契約における保険料の割増引

継続契約については、前年度以前のご契約の損害率^(注)に応じて下記の割増引を行います（初年度のご契約に対しては、一定の条件を満たす場合のみ、保険料を割引できます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。）。

過去2年間の損害率 ^(注)	適用する割増引率 (▲割引 +割増)		過去2年間の損害率 ^(注)	適用する割増引率 (▲割引 +割増)	
	2年度目のご契約	3年度目以降のご契約		2年度目のご契約	3年度目以降のご契約
20% 未満	▲ 15%	▲ 30%	160%以上 180%未満	+ 40%	+ 80%
20% 以上 30% 未満	▲ 10%	▲ 20%	180%以上 200%未満	+ 50%	+ 100%
30% 以上 40% 未満	▲ 5%	▲ 10%	200%以上 220%未満	+ 60%	+ 120%
40% 以上 60% 未満	割増引なし	割増引なし	220%以上 240%未満	+ 70%	+ 140%
60% 以上 80% 未満	+ 5%	+ 10%	240%以上 260%未満	+ 80%	+ 160%
80% 以上 100%未満	+ 10%	+ 20%	260%以上 280%未満	+ 90%	+ 180%
100%以上 120%未満	+ 15%	+ 30%	280%以上 300%未満	+100%	+ 200%
120%以上 140%未満	+ 20%	+ 40%	300%以上	取扱代理店または当社までお問い合わせください。	
140%以上 160%未満	+ 30%	+ 60%			

（注）損害率とは、お支払いいただいた保険料と当社からお支払いした保険金の額に基づき、次の算式により算出します。

$$\text{損害率} = \frac{\text{更改日（満期日）から4か月前の応当日の属する月の末日から過去2年間の支払保険金（当年度以前のご契約による支払保険金を含み、未払保険金は含みません。）の合計額}}{\text{当年度のご契約の保険料} + \text{前年度のご契約の保険料}} \times 100$$

また、継続契約が2年度目の場合には、前年度（過去1年間）の損害率により割増引を行います。

保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする主な場合

補償種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
基本補償	<p>保険期間内に、工事現場(日本国内に限ります。以下同様とします。)において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。 詳細は、2ページ記載の「保険金をお支払いする事故の例」をご覧ください。</p>	<p>○保険金 復旧費 - 免責金額^(注3) ただし、暫定保険金額が前年度完工高(加入申込時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において保険契約者が請負った対象工事の完成工事高^(注4)とします。)より低い場合には、次の算式によって算出した額をお支払いします。なお、暫定保険金額が保険期間中の対象工事の予想完成工事高^(注4)に基づき設定されている場合はこの規定を適用しません。</p> $\text{（復旧費 - 免責金額(注3)）} \times \frac{\text{暫定保険金額}}{\text{前年度完工高}}$ <p>●復旧費 ・損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費およびその修理に直接必要な排土費用および排水費用をいいます。 復旧費は、請負金額を構成する費目ごとに物価上昇の影響または資材等の購入単位の違いにより要した単価、および請負金額を構成する費目ごとの数量によって計算した額を基礎として算出します。ただし、費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の120%を超えないものとします。 また、内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材等については、損害が生じた地および時における価額とし、損害が生じた工事用仮設材等を復旧することができ、復旧によって工事用仮設材等の価額が増加した場合は、その増加額を差し引きます。 ・次の費用・価額は復旧費に含まれません。 ①工事内容の変更による増加費用 ②保険の対象の損傷復旧方法の研究費用もしくは調査費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用 ③保険契約者または被保険者が損害の防止または軽減のために支出した費用 ④残存物がある場合は、その価額</p> <p>●免責金額^(注3) 3ページ記載の「暫定保険金額・支払限度額、免責金額」をご覧ください。</p>
雪災危険に対する補償	<p>氷または雪(豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩をい)、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業を除きます。)による不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>○残存物の解体および取片づけ費用 保険金が支払われる場合に、損害の生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を復旧費に算入します。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。</p> <p>○特別費用 保険金が支払われる場合に、損害の生じた保険の対象の復旧に要する急行貨物割増運賃(航空貨物輸送運賃を除きます。)および残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金を復旧費に算入します。</p> <p>○地盤注入費用 保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用からその20%相当額を差し引いた額を復旧費に算入します。ただし、1回の事故につき100万円を限度とし、工事期間中の保険金の支払額の総計は200万円を限度とします。</p> <p>○保険の対象以外の物の原状復旧費用保険金 保険金が支払われる場合に、損害の生じた保険の対象を復旧するために、やむを得ず損害の生じた保険の対象以外の物を取壊した場合に、その取壊した物を取壊し直前の状態に復旧するために要した費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。 (注3) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。 (注4) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。</p>
一部使用による火災危険に対する補償	<p>保険の対象である工事の対象物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発^(注1)によってその使用部分に生じた損害に対して、損害発生直前の状態に復旧するために直接要する費用を復旧費に算入します。 (注1) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。</p>	<p>○保険の対象以外の物の原状復旧費用保険金 保険金が支払われる場合に、損害の生じた保険の対象を復旧するために、やむを得ず損害の生じた保険の対象以外の物を取壊した場合に、その取壊した物を取壊し直前の状態に復旧するために要した費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。 (注3) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。 (注4) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。</p>
荷卸危険に対する補償	<p>工事現場における輸送機関からの保険の対象の荷卸作業中において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、損害発生直前の状態に復旧するために直接要する費用を復旧費に算入します。ただし、保険期間中に生じた事故による損害に限ります。</p>	<p>1回の事故につき、100万円を限度として実費を復旧費に算入します。</p>
陸上輸送危険に対する補償	<p>保険契約者の所有する工場または資材置場などにおいて保険の対象ごとに輸送開始のため積み込みを開始した時から、通常の輸送過程を経て、工事現場において荷卸しを開始した時までの陸上輸送中^(注2)において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、損害発生直前の状態に復旧するために直接要する費用を復旧費に算入します。ただし、保険期間中に生じた事故による損害に限ります。 (注2) 陸上輸送中とは、その区間内の一時保管中を含みます。</p>	<p>1回の事故につき、100万円を限度として実費を復旧費に算入します。</p>

保険金のお支払いについて

保険金をお支払いしない主な場合

補償種類	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償	<p>次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ○保険契約者、被保険者または工事現場責任者が工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害 ○保険の対象が工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその部分に生じた損害。ただし、火災、破裂または爆発によってその使用部分に生じた損害を除きます。 ○保険の対象の施工、材質または製作の欠陥の修理・取替・補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害を除きます。 ○保険の対象の設計の欠陥によってその部分に生じた損害 ○保険の対象の性質またはその自然の消耗 ○寒気、霜または雪によって生じた損害。ただし、豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩によって生じた損害を除きます。 ○残材調査の際に発見された紛失または不足の損害 ○損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害 ○湧水の止水または排水費用 ○土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立・盛土または整地工事の費用 ○掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害 ○浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害 ○捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害 ○直接であると間接であるとを問わず、テロ行為等(保険金額が15億円以上の工事についてのみ適用します。) ○初年度契約の申込日以前(申込日を含みます。)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。) <p>次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。))に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 ○暴動または騒擾 ○不発爆弾または機雷 ○官公庁による差押、収用、没収もしくは破壊 ○核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 <p>次のいずれかに該当する損害または費用に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害 ○矢板、杭、H型鋼、地中壁、ケーソン、セグメントその他これらに類する物の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排水もしくは排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損壊が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。 ○基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足によって沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用 ○矢板、杭、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害 ○切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食の損害 ○芝、樹木その他の植物に生じた損害 ○舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害 ○海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。
雪災危険に対する補償	<p>上記「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、次のいずれかに該当する損害または費用に対しては保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雪災によって保険の対象に生じた温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害。ただし、不測かつ突発的な事故により水または土砂水が凍結工法による施工部分に流入した結果生じた凍結の損害を除きます。 ○雪災によって保険の対象に生じた除雪費用。ただし、損害の生じた保険の対象の修理のために直接要する除雪費用を除きます。
一部使用による火災危険に対する補償	<p>上記「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険の対象である工事の対象物が工事以外の用途に使用され、その使用部分を使用する方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
荷卸危険に対する補償	<p>上記「保険金をお支払いしない主な場合」とします。</p>
陸上輸送危険に対する補償	<p>上記「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、保険の対象に生じた次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○荷づくりの欠陥に起因して生じた損害 ○運送の遅延による損害

*上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

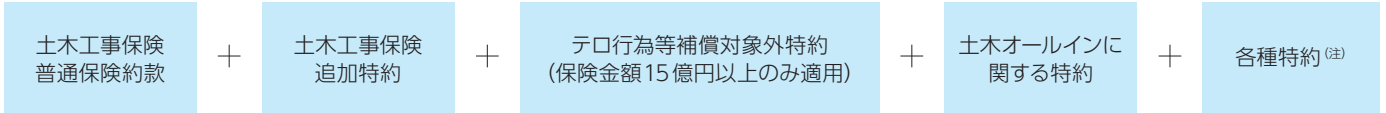
契約概要等のご説明

土木オールイン(包括契約方式土木工事保険)の内容をご理解いただくための事項を記載しています。ただし、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み



(注) 契約内容に応じて各種特約がセットされます。

(2) 補償内容

■被保険者

保険契約により補償を受けられる方をいい、対象工事にかかわる発注者、保険契約者およびすべての下請負人が被保険者となります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■保険の対象

3ページ記載の「保険の対象の範囲」ととおりです。

■保険金をお支払いする主な場合

2ページ記載の「保険金をお支払いする事故の例」ととおりです。

■お支払いする保険金

4ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」ととおりです。

(3) 暫定保険金額・支払限度額等

3ページ記載の「暫定保険金額・支払限度額、免責金額」ととおりです。

(4) 保険期間・補償の開始時期

■保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

■補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

2 保険料

保険料^(注)は、暫定保険金額、支払限度額および過去の事故状況等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料^(注)につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

3 保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○: 選択できます ×: 選択できません

主な払込方法	大口分割払 ^(注2)	一時払
口座振替	○	○
請求書払 ^(注1)	×	○

(注1) 取扱代理店によってはご選択いただけない場合があります。

(注2) 一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、選択できます。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

保険料算出(確定)のための確認資料

暫定保険金額が前年度完工高^(注1)によって定められている場合は、ご契約の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を当社にご提出いただけます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注)支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

契約締結後におけるご注意事項

1 解約と解約返れい金

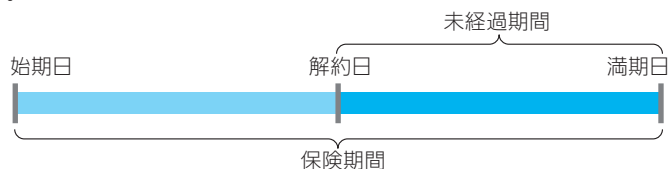
ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきますことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。



2 保険料の精算および保険料算出(確定)のための確認資料

暫定保険金額が期間予想完工高^(注1)によって定められている場合は、保険期間終了後、保険料の精算を行う必要があります^(注2)。保険料の精算の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を当社にご提出いただけます。実績数値に基づき算出された確定保険料(最低保険料に達しない場合は最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注1)支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

(注2)ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

3 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

その他ご留意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 その他

保険契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。



土木オールインをご契約いただくと、「気象情報アラートサービス」がご利用いただけます。

- ◆このサービスは、当社が株式会社ウェザーニューズと提携してご提供するサービスです。
- ◆予想降水量等が一定の基準値を超える可能性がある場合等にお客さま指定のメールアドレスにアラートメールが配信されますので、事故の未然防止にお役立ていただけます。
- ◆詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>

S0508-3 1 2017.11 (修) (62) [使用申込書 No.S5742]